

「煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）」の一部改正等の概要

1 基準の一部改正

「6 斜め打ちの特例」として、斜め打ちの保安距離基準の項目を新たに規定し、別表4及び別表5を追加した。

これに伴い、「4 打揚煙火（信号用及び鑑賞用）」の「なお、別表1に規定する煙火以外の煙火を消費する場合は、煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料をもってその都度協議する。」を、「別表1」を「本基準」と改めたうえで、「7 その他」として新たに規定した。

詳細については、別添新旧対照表を参照。

2 煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）「斜め打ちの特例」の解説の制定

「斜め打ちの特例」を新たに規定したことから、当該項目の解説である「煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）「斜め打ちの特例」の解説」を新たに定めた。

3 施行期日

令和2年4月1日